

瑞穂町指名競争入札参加者指名基準

平成18年12月28日
告示第265号

(趣旨)

第1条 この基準は、瑞穂町契約事務規則(昭和40年規則第3号。以下「規則」という。)第36条の規定に基づき、入札参加者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 瑞穂町指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)は、入札参加者を選定するときは、指名競争入札に参加する資格を有する者について、次に掲げる事項を調査し、及び発注しようとする工事、委託、物品の購入その他契約について適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 既発注工事の施工成績
- (4) 発注工事の施工についての技術的適性
- (5) 指名及び受注の状況
- (6) 官公庁工事の実績の有無

(選定)

第3条 委員会は、規則第35条の規定により資格審査サービスに登録された者又は書面による資格審査を申請し、町長が作成する指名業者登録名簿に登録された者で、前条の規定により適格者と判定されたもののうちから、別表第1起工額における工事規模の欄の区分に応じ、同表入札参加者数の欄に定める数の入札参加者を選定する。

- 2 前項の場合において、町外業者(町の区域内に本社又は営業所を有しない者をいう。以下同じ。)を別表第1起工額における工事規模の欄の区分に応じ、同表入札参加者数のうち町外業者数の欄に定める数の入札参加者を前項の入札参加者数を上限に選定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、該当する等級の業者の数が選定す

べき業者の数に満たないとき、又はその他特別の事情があるときは、瑞穂町指名業者選定委員会規則（昭和44年規則第5号）第7条ただし書及び第8条の規定により選定することができる。

（選定の制限）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を選定することができない。

- （1）瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（平成15年告示第87号）に基づく指名停止期間中である者
- （2）既発注工事を施工中の者。ただし、営業規模、履行実績その他の条件を勘案し、契約を履行する能力を有すると認められるときは、この限りでない。
- （3）瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第213号）に規定する停止措置を受けている者
（入札参加候補者）

第5条 委員会が入札参加者を選定するときの候補者（以下「入札参加候補者」という。）は、別表第2起工額における工事規模の欄の区分に応じ、同表入札参加候補者数の欄に定める数を選定する。ただし、当該発注工事の性質又は目的により入札参加候補者の数がこれに満たないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、別表第2起工額における工事規模の欄の区分に応じ、同表入札参加候補者数のうち町外業者数の欄に定める数の町外業者を前項の入札参加候補者数を上限に選定する。
（入札参加候補者の格付基準）

第6条 前条の規定により入札参加候補者を選定するときは、別表第3業種区分の欄及び起工額における工事規模の欄の区分に応じ、同表等級の欄及び格付基準の欄に定める入札参加候補者の格付基準を満たす者を選定する。

（委託、物品の購入その他契約に係る選定）

第7条 第3条から第5条までの規定は、委託、物品の購入その他契約に係る選定について準用する。この場合において、第3条及び第5条中「起工額における工事規模」とあるのは「予算金額」と、同条第1項ただし書中「当該発注工事」とあるのは「当該委託、当該物品の購入その他契約」と、別表第1及び別表第2中「起

工額における工事規模」とあるのは「予算金額」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年1月23日告示第7号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第70号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月20日告示第5号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第89号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

入札参加者数

起工額における工事規模	入札参加者数	入札参加者数のうち町外業者数
5 百万円未満	3 者以上	0 者以上
5 百万円以上 1 千万円未満	5 者以上	1 者以上
1 千万円以上 5 千万円未満	7 者以上	2 者以上
5 千万円以上 1 億円未満	10 者以上	3 者以上
1 億円以上	10 ～ 12 者以上	3 者以上

備考 起工額における工事規模が 2 億円以上の工事の入札参加者は、特定建設共同企業体を選定することができる。

別表第 2（第 5 条関係）

入札参加候補者

起工額における工事規模	入札参加候補者数	入札参加候補者数のうち町外業者数
5 百万円未満	6 者以上	0 者以上
5 百万円以上 1 千万円未満	10 者以上	2 者以上
1 千万円以上 5 千万円未満	14 者以上	4 者以上
5 千万円以上 1 億円未満	20 者以上	6 者以上
1 億円以上	20 ～ 24 者以上	6 者以上

別表第3（第6条関係）

入札参加候補者格付基準

業種区分	起工額における 工事規模	等級	格付基準
道路舗装工事 橋梁工事 河川工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事	1億円以上	A	900点以上
	5千万円以上1億円 未満	B	750点以上
	1千万円以上5千万 円未満	C	650点以上
	5百万円以上1千万 円未満	D	600点以上
	5百万円未満	E	600点未満
	電気工事 給排水衛生工事 空調工事	5千万円以上	A
1千万円以上5千万 円未満		B	600点以上
5百万円以上1千万 円未満		C	500点以上
5百万円未満		D	500点未満

備考 共同運営の等級格付に準ずる。